

働きがいのある新潟地域創造事業選定委員会開催要綱

（目的）

第1条 働きがいのある新潟地域創造事業（以下「公募事業」という。）の選定について必要な事項を審査するため、働きがいのある新潟地域創造事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、公募事業に応募する団体等であって事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの（以下「応募団体等」という。）からの企画提案書等の内容を審査、評価し、その結果を新潟市に報告するものとする。

2 選定委員会は公平、公正な審査を行うための事前準備行為として調査等を行うことができる。

（委員構成）

第3条 選定委員会は5名の委員で構成する。

2 選定委員会に委員長1名を置き、委員の互選により定める。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

4 応募団体等及び応募団体等を構成する事業所に所属する者は、選定委員会の委員（以下「委員」という。）となることはできない。

（委員任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会議）

第5条 選定委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 会議は委員の半数以上が出席をしなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 市長が必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。ただし、その者は採決には参加できない。

（会議の非公開）

第6条 選定委員会は、非公開によるプレゼンテーション、ヒアリング及び選

定会議で構成する。

(選定基準)

第7条 選定委員会は、公募事業を選定する場合には、「中小企業定着率・採用力等向上支援事業補助金（働きがいのある新潟地域創造事業）公募型プロポーザル実施要領」の選定基準に基づいて総合的に判断するものとする。

(責務)

第8条 選定委員会は、公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、応募団体等及び応募団体等を構成する事業所の関係者と、本件についての接触はできないものとする。

3 委員は、選定委員会の委員として任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、経済部雇用政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。